

事業計画の概要（産業廃棄物収集運搬業）

1. 事業の全体計画

当社は、釧路管内の排出事業者から委託された産業廃棄物を自社の中間処理施設及び最終処分場などへ運搬します（各品目はドラム缶・フレコンパック・カゴに入った状態で引き取ることにしている）産業廃棄物の収集運搬にあたっては、排出者との委託契約を締結し、産業廃棄物管理票を使用し、法の処理基準を遵守する。

2. 収集運搬する産業廃棄物の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分量	性 状	予定排出 事業場の 名称及び 所在地	積替え又は保管 (行わない)	予定運搬先の名称及 び所在地（処分場の名 称及び所在地）
1	燃え殻	少量	固形状	釧路管内		（株）釧路厚生社 釧路郡釧路町別保原 野南 21 線 46 番地 20
2	汚 泥	1,000 t/年	泥状	釧路管内		〃
3	廃 油	120 t/年	液状	釧路管内		〃
4	廃 酸	少量	液状	釧路管内		〃
5	廃アルカリ	少量	液状	釧路管内		〃
6	廃プラスチック類 （石綿含有産業廃棄 物を含む）	820 t/年	固形状	釧路管内		〃
7	木くず	880 t/年	固形状	釧路管内		〃
8	紙くず	40 t/年	固形状	釧路管内		〃
9	繊維くず	20 t/年	固形状	釧路管内		〃
10	ゴムくず	30 t/年	固形状	釧路管内		〃
11	動植物性残さ	520 t/年	固形状	釧路管内		〃
12	金属くず	1,500 t/年	固形状	釧路管内		〃
13	ガラスくず・コンク リートくず・陶磁器 くず（石綿含有産業 廃棄物を含む）	3,700 t/年	固形状	釧路管内		〃
14	鋳さい	少量	固形状	釧路管内		〃
15	がれき類（石綿含有 産業廃棄物を含む）	2,000 t/年	固形状	釧路管内		〃
16	ばいじん	少量	固形状	釧路管内		〃

3. 運搬容器（運搬車両は別記）

運搬容器等の名称	用 途	容 量 (ℓ)	備 考
ドラム缶	密閉容器(高さ 90 cm 幅 60 cm)	～ 200 ℓ	50 個

フレコンその1	高さ 1.0m 幅 1.0m	～ 1.0 m ³	100 枚
フレコンその2	高さ 1.1m 幅 0.5m	～ 0.2 m ³	
カゴ	高さ 1.3m 幅 1.5m	～ 3.0 m ³	30 個

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬を行なう時間、休業日を含む。）

- 1) 廃棄物の種類、重量、荷姿に合わせて運搬車両を選定し、マニフェスト等必要
- 2) 廃棄物の種類、重量、荷姿に合わせて積込み、必要に応じて固定及び飛散・流
- 3) 運搬到着後、計量し、処理施設又は保管倉庫へ搬入、荷降ろしを行う。
- 4) 処分後はマニフェストへ必要事項を記入し、郵送する。
- 5) 作業内容を日報に記載

車両用途：排出される廃棄物に応じて選択

業務時間：8：00～17：00

休業日：日曜・祝日・年末年始（当社が指定する日）

5. 環境保全措置の概要

1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

- ・飛散、流出、悪臭発散防止処置
(密閉容器での運搬の為、荷台への固定及び飛散・流出を防ぐ為、シート等で養生)
- ・火災及び爆発防止処置（廃油等）
(火気厳禁の取扱い及び密閉容器により揮発防止)
- ・腐食防止処置（廃油、廃酸、廃アルカリ）
(荷台床面をシート等で養生、性状に応じた密閉容器を使用)
- ・石綿含有産業廃棄物を運搬する際は、破碎しないようにするとともに、仕切りを設け他の産業廃棄物と混じらないように運搬する。

2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

該当なし

事業計画の概要（産業廃棄物処分業）

1. 事業の全体計画

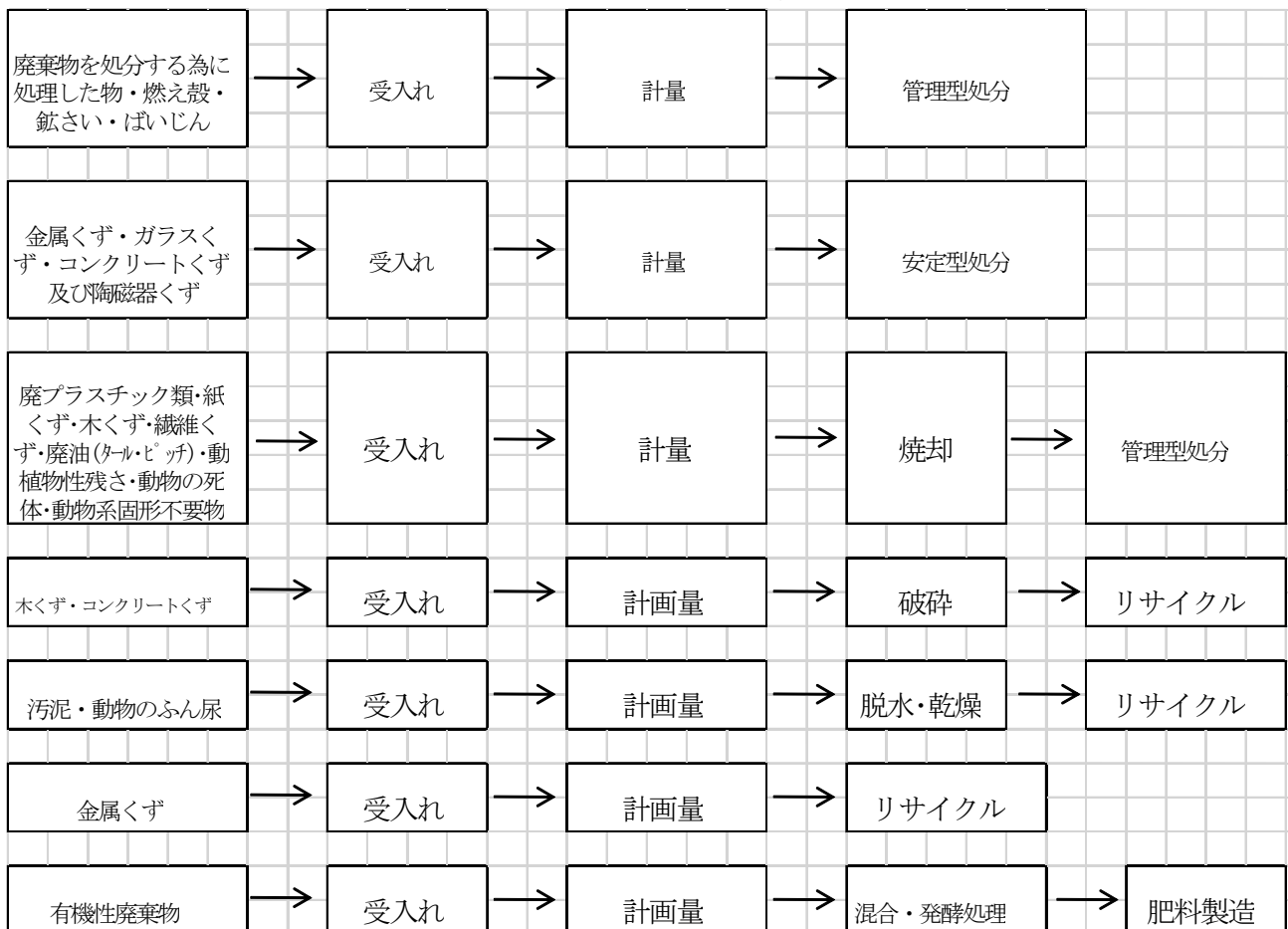
釧路管内から排出される廃棄物の内、木くず・紙くず・廃プラスチック・ゴムくず・金属くず・コンクリートくず等は、破碎圧縮によりリサイクル可能なものはリサイクルし、それ以外の物は焼却・破碎及び管理型処分場又は安定型処分を行う。それ以外の汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・繊維くず・動植物性残渣・動物系固形不要物・鉱さい・動物の死体・ばいじん等は、脱水・乾燥・破碎・選別・焼却等の中間処理を行い管理型処分を行う。

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分量	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
1	廃棄物を処分する為に処理した物	800 t/年	コンクリート固化	釧路管内の公共工事及び建設土木工事に伴い発生する汚泥又は混合物	管理型処分	(株)釧路厚生社 管理型処分場 釧路郡釧路町遠野原野 105番 1,105番 4
2	燃え殻	200 t/年	固形粉状	自社	管理型処分	〃
3	汚泥	900 t/年	含水率 85%以下	釧路管内、建設業及び解体業者	管理型処分	〃
4	汚泥	14,000 t/年	含水率 85%以上	釧路管内、建設業及び解体業者	脱水・乾燥 管理型処分	〃
5	廃プラスチック類	300 t/年	固形	釧路管内、建設業及び解体業者	破碎・焼却 安定型処分	(株)釧路厚生社 安定型処分場 釧路郡釧路町遠野原野 34番 1,34番 3,36番 5,81
6	紙くず	5 t/年	固形	釧路管内、建設業及び解体業者	焼却 管理型処分	(株)釧路厚生社 安定型処分場 釧路郡釧路町遠野原野 34番 1,34番 3,36番 5,81
7	木くず	24 t/年	固形	釧路管内、建設業及び解体業者	破碎・焼却 管理型処分	〃
8	繊維くず	5 t/年	固形	釧路管内、建設業及び解体業者	焼却 管理型処分	〃
9	動植物性残さ	360 t/年	固形	食品製造業者	焼却 管理型処分	〃
10	金属くず	100 t/年	固形	釧路管内、建設業及び解体業者	安定型処分	(株)釧路厚生社 安定型処分場 釧路郡釧路町遠野原野 34番 1,34番 3,36番 5,81
11	ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず	200 t/年	固形	釧路管内、建設業及び解体業者	安定型処分	(株)釧路厚生社 安定型処分場 釧路郡釧路町遠野原野 34番 1, 34番 3, 36番 5, 81
12	鉱さい	5	固形	釧路管内、製鉄所	管理型処分	(株)釧路厚生社 安定型処分場

		t/年				釧路郡釧路町遠野原野 34 番 1, 34 番 3, 36 番 5, 81
13	ばいじん	10 t/年	固形粉状	自社	〃	〃
14	動物の死体	5 t/年	固形	酪農業等	焼却	〃
15	動物のふん尿	5 t/年	固形粉状	〃	発酵・乾燥	〃
16	廃油(タール・ピッチ)	5 t/年	固形	釧路管内、建設業及び解体業者	管理型処分	〃
17	動物系固形不要物	5 t/年	固形	と畜場等	焼却	〃
18	ゴムくず	5 t/年	固形	釧路管内、建設業及び解体業者	焼却 安定型処分	(株)釧路厚生社 安定型処分場 釧路郡釧路町遠野原野 34 番 1, 34 番 3, 36 番 5, 81
19	廃酸・廃アルカリ	4 t/年	固形	医療機関	乾燥・焼却	(株)釧路厚生社 安定型処分場 釧路郡釧路町遠野原野 34 番 1, 34 番 3, 36 番 5, 81
20	廃油	52 t/年	固形	飲食店・自動車メーカー	焼却	〃
21	がれき類	3,400 t/年	固形	釧路管内、建設業及び解体業者	破碎 安定型処分	(株)釧路厚生社 安定型処分場 釧路郡釧路町遠野原野 34 番 1, 34 番 3, 36 番 5, 81

3. 処分業務の具体的な計画 (処分業務を行なう時間、休業日を含む。)



業務時間：8：00～17：00

休業日：日曜・祝日・年末年始（当社が指定する日）

4. 環境保全措置の概要

1) 中間処理施設において講ずる措置

廃棄物の適正処理、施設の適正な運転操作・設備の保全、安全な運転を行い環境保全に万全を期す。

2) 保管施設において講ずる措置

保管施設より飛散・流出及び地下に浸透や悪臭・害虫等が発生しない様、処置を講じすみやかに中間処理・最終処分するよう心掛ける。

3) 最終処分場において講ずる措置

埋立地の他にも廃棄物が飛散・流出しない様、必要な処置を講じ（破砕・圧縮・即日覆土）地下水・浸出水等の測定を定期的に行い、環境汚染等を起こさない様管理する。

5 処分後の廃棄物の処理方法

1) 廃棄物については、自社の最終処分場（安定型最終処分場及び管理型最終処分場）において埋立する。

2) 有価物（肥料、コンクリート再生骨材、金属、木チップ）については、売却する。

事業計画の概要（特別管理産業廃棄物収集運搬業）

1. 事業の全体計画

当社は、排出事業者から委託された特別管理産業廃棄物を自社の中間処理施設及び最終処理場などへ運搬します（各品目はドラム缶・石油缶・ペール缶・プラスチック容器・ガラス容器・フレコンパックなどに入った状態で引き取ることとしている）特別管理産業廃棄物の収集運搬にあたっては、排出者との委託契約を締結し、産業廃棄物管理票を使用し、法の処理基準を遵守する。

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	特別管理産業 廃棄物の種類	処分量 (t/年又は m ³ /年)	性 状	予定排出事 業場の名称 及び所在地	積替え又は保管 を行う場合には 積替え又は保管 場所の所在地	予定運搬先の名称及び所 在地（処分場の名称及び 所在地）
1	廃石綿等	122 m ³	固形状	釧路管内		釧路郡釧路町遠野原野 105番1,105番4
2	感染性廃棄物	461 t	固形状等	釧路管内		釧路郡釧路町別保原野南 21線45番地1・2
3	廃 油	少量	液状	釧路管内		釧路郡釧路町別保原野南 21線45番地1・2
4	廃 酸	少量	液状	釧路管内	釧路郡釧路町別 保原野南21線46 番地20	野村興産(株)小笠原業所 北海道常呂郡留辺蘂町富 士見217番1
5	廃アルカリ	少量	液状	釧路管内		釧路郡釧路町別保原野南 21線45番地1・2
6	汚 泥	少量	泥状	釧路管内		釧路郡釧路町別保原野南 21線45番地1・2
7	燃え殻	少量	固形状	釧路管内		釧路郡釧路町別保原野南 21線45番地1・2
8	ばいじん	少量	固形状	釧路管内		釧路郡釧路町別保原野南 21線45番地1・2
9	鉱さい	少量	固形状	釧路管内		釧路郡釧路町別保原野南 21線45番地1・2

3. 運搬容器（運搬車両は別記）

運搬容器等の名称	用 途	容 量 (ℓ)	備 考
ドラム缶・石油缶・ペール缶	廃酸・廃酸・廃アルカリ	～200	
プラスチック容器・ガラス容器			
紙製容器・プラスチック袋	感染性産業廃棄物	20・50	容器は排出者が用意す る
感染性廃棄物専用容器			
プラスチック袋	廃 石 綿	～1,000	

ドラム缶・石油缶・ペール缶	特定有害産業廃棄物	～200	
プラスチック容器			

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬を行なう時間、休業日及び従業員数を含む。）

- 1) 廃棄物の種類、重量、荷姿に合わせて運搬車両を選定し、マニフェスト等必要な書類を携え、排出先へ訪問。
- 2) 廃棄物の種類、重量、荷姿に合わせて積み込み、必要に応じて固定及び飛散・流出処置を講じて運搬。
- 3) 運搬到着後、計量し、処理施設又は保管倉庫へ搬入、荷降ろしを行う。
（事務所にてマニフェストへ必要事項を記入し収集運搬業務を完了）
- 4) 処分後はマニフェストへ必要事項を記入し、郵送する。
（マニフェストは5年間保存する）
- 5) 作業内容を日報に記載

車両用途：排出される廃棄物に応じて選択

業務時間：8：00～17：00

休業日：日曜・祝日・年末年始（当社が指定する日）

5. 環境保全措置の概要

1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

- ・飛散、流出、悪臭発散防止処置
（密閉容器での運搬の為、荷台への固定及び飛散・流出を防ぐ為、シート等で養生）
- ・火災及び爆発防止処置（廃油等）
（火気厳禁の取扱い及び密閉容器により揮発防止）
- ・腐食防止処置（廃油、廃酸、廃アルカリ）
（荷台床面をシート等で養生、性状に応じた密閉容器を使用）
- ・飛散、流出、悪臭発散防止処置（感染性廃棄物）
（梱包容器が車両より落下したり悪臭が漏れないよう箱型の車両構造）
- ・温度管理の方法（感染性廃棄物）
（直射が当たらないよう箱型とし、車両内で横置きにしない）
- ・感染防止処置（感染性廃棄物）
（定期的に車内の消毒）
- ・石綿含有産業廃棄物を運搬する際は破碎せず、また他のものと混ざらない様に運搬する

2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

- ・飛散防止処置
（通常は積上げしないが、積上げた際、仕切板などで転倒防止を講ずる）
- ・流出防止処置
（腐敗、破損した物は置かない。床面・側面がコンクリート構造）
- ・地下浸透防止処置
（保管庫内の床面、側面のコンクリート部分は耐酸処理）
- ・火災及び爆発防止処置
（火気厳禁の取扱い）

事業計画の概要（特別管理産業廃棄物処分業）

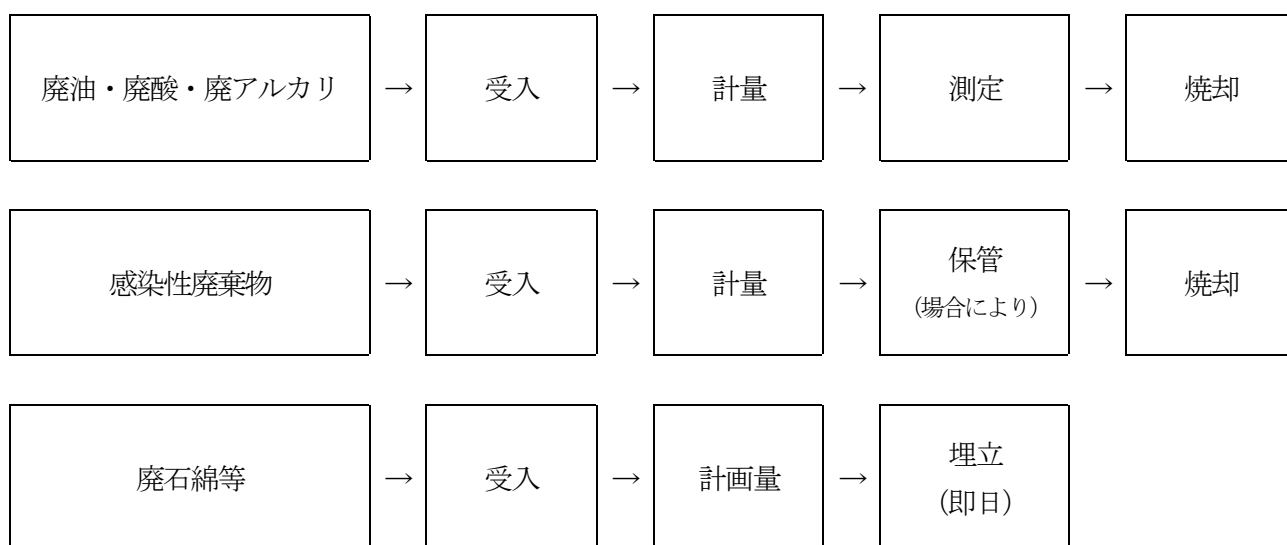
1. 事業の全体計画

釧路管内から排出される特別管理産業廃棄物の焼却及び管理型処分を行う。

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量	性 状	予定排出事業場 の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
		(t/年又 はm ³ /年)				
1	廃石綿等	122 m ³ /年	固形状	釧路管内	埋 立	(株)釧路厚生社 管理型処分場 釧路郡釧路町遠野原野 105 番 1,105 番 4
2	感染性廃棄物	461 t/年	固形状等	〃	焼 却	〃
3	廃油	少量	液状	〃	〃	〃
4	廃酸	〃	〃	〃	〃	〃
5	廃アルカリ	〃	〃	〃	〃	〃

3. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行なう時間、休業日を含む。）



車輛用途：排出される廃棄物に応じて選択

業務時間：8：00～17：00

休業日：日曜・祝日・年末年始（当社が指定する日）

従業員数：153人

4. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

ダイオキシン対策として、ろ布の交換は1.5～2年毎とし、ろ布劣化状態を把握するためにバグフィルタ前後のダイオキシン類の測定を年2回以上として、必要に応じてその都度測定する。また、2～3週間毎に焼却施設を停止させて、清掃点検を実施する。

(2) 保管施設において講ずる措置

飛散防止処置

(屋根付きで、出入口はシャッター部分のみ)

流出防止処置

(屋内保管)

地下浸透処置

(保管庫内の床面、側面のコンクリート)

温度管理処置

(直射日光が当たらないよう保管する)

感染防止処置

(定期的に保管庫の消毒)

(3) 最終処分場において講ずる措置

飛散・流出防止

覆土転圧（厚さ即日20cm、頻度3mごと、中間覆土50cm、最終覆土1m）

公共水域・地下水汚染防止

(維持管理基準に基づき定期的に水質検査を実施して記録する。また、必要時はその都度実施する)